

別表

補助制度の名称		空き家地域利用応援制度（片付け補助）
第3条関係 (交付対象)	目的・概要	空き家の減少・適正管理および地域の活性化のため、地域活動や交流の拠点としての空き家の利活用促進を目的とし、その片付け作業にかかる費用を補助する。
	対象にできる 物件	<p>次の各号のすべてに該当するものとする。</p> <p>(1) 神戸市（ただし、土砂災害特別警戒区域を除く。）に存する空き家又は現に居住その他の使用がなされていない空き室（この別表において「空き家等」という）であること。</p> <p>(2) 従前は居住の用に供していた一戸建ての住宅又は長屋の一住戸、共同住宅の一室であること。なお、居住以外の用途を兼ねるもののうち延べ面積の1/2以上を居住の用に供していたものを含む。</p> <p>(3) 過去10年の間に、この別表に基づく補助金又は「空き家地域利用応援制度」（空き家地域利用片付け支援事業に限る。）若しくは「建築家との協働による空き家活用促進事業」の補助金の交付を受けていないこと。</p> <p>(4) 次のいずれかに該当すること。ただし、市長が特別の事情があると認めた場合はこの限りではない。</p> <p>ア 空き家等が地域利用バンクに登録されていること。ただし、原則として登録日から1年以上地域利用バンク登録を継続するものとする。</p> <p>イ 地域活動に供するために、地域利用バンクに登録されている空き家等の所有者とバンク登録団体の間において売買又は贈与、賃貸借、使用貸借（この別表において「売買等」という）の契約（任意団体の場合は代表者名による契約を含む）を締結されたこと。</p>
	要件	<p>次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。</p> <p>(1) 地域活動に供することを目的として対象空き家等内の家財道具等を処分及び整理する作業（この別表において「片付け作業」という）を行うこと。</p> <p>(2) 補助事業者及びバンク登録団体は、市長の求めに応じて市が行う広報において事例として紹介されることに協力すること。</p> <p>(3) 当該空き家等で行う片付け作業及びこの別表に基づく補助金の申請並びに前号の広報への協力について、当該空き家等の所有者全員の承諾を得ていること。</p> <p>(4) バンク登録団体は、その構成員に対し、当該空き家で行う地域活動により得られた収益を分配、又は、財産を還元しないこと。</p> <p>(5) 建築基準法（昭和25年法律第201号）及び都市計画法（昭</p>

		<p>和 43 年法律第 100 号) その他関係法令を遵守すること。</p> <p>(6) 当該補助事業に対して、この別表に基づく補助金のほかに国又は地方公共団体から補助金の交付を受けないこと。</p> <p>(7) 当該補助事業にすでに着手していないこと。</p> <p>(8) この別表に基づく補助について同一申請者（当該空き家等の共有者が申請する場合も含む）が補助事業を実施する年度につき 3 件を上限に交付するものとする。</p>
	申請をできる者	<p>次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 地域利用バンクに登録している空き家の所有者</p> <p>(2) 空き家の売買等の契約を締結したバンク登録団体</p> <p>次の各号のいずれにも該当するものであってはならない。</p> <p>(1) 神戸市税の滞納のある者</p> <p>(2) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成 22 年 5 月 26 日市長決定）第 5 条に該当する者</p>
	対象にできる経費	<p>補助金の交付対象となる経費は、片付け作業に要した費用のうち、次に掲げる各号の合計とする*。ただし、補助事業者が法人の場合は、消費税及び地方消費税に相当する額を含まないこととする。なお、産業廃棄物にかかる処分費用等は補助金の交付対象とはしないものとする。</p> <p>(1) 一般廃棄物収集運搬業者に依頼する際のごみの収集運搬料金及び処分手数料</p> <p>(2) 特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年法律第 97 号）第 11 条及び第 19 条に規定する料金（特定家庭用機器の引取運搬料金及びリサイクル料金）</p> <p>(3) 家財道具の整理及び分別を依頼する際にかかる費用</p>
	補助金の額	<p>次の各号に掲げる額のうちいずれか低い額を限度とする。ただし、千円未満の端数は切り捨てるものとする。</p> <p>(1) 補助対象経費（「対象にできる経費」のうち、補助金の交付の対象として計上する経費をいう。以下同じ。）の合計</p> <p>(2) 1 件につき 200 千円</p>
第 4 条関係 (交付申請)	交付申請時の提出書類	<p>(1) 補助金交付申請書（様式第 1 号）</p> <p>(2) 地域利用バンク登録完了通知書の写し</p> <p>(3) 空き家の室内及び片付け作業の対象となる家財道具等の写真</p> <p>(4) 空き家を売買等により活用する場合は、売買等契約書の写し</p> <p>(5) 申請者の他に空き家の所有者がいる場合は、片付け承諾書（様式第 1 号の 2）</p> <p>(6) 補助対象経費及びその明細がわかる見積書の写し</p> <p>(7) その他市長が必要と認める書類</p>
第 5 条関係	—	—

(審査会)		
第6条関係 (交付の決定)	補助事業の 着手に含む行為	補助事業に係る契約の締結
第7条関係 (補助事業の 変更等)	軽微な変更	次の各号のいずれにも該当しない変更とする。 (1) 補助対象物件又は補助事業者の変更 (2) 補助事業の目的を大きく変更するもの (3) 交付決定における補助金の額に変更を生じるもの (4) 交付決定における交付の条件に変更を生じるもの (5) 補助対象経費の金額を大きく変更するもの (6) その他市長が認めるもの
第8条関係 (実績報告)	実績報告時の 提出書類	(1) 補助事業実績報告書(様式第8号) (2) 片付け作業後の室内の写真 (3) 補助対象経費に係る契約書等及び領収書の写し (4) 補助金の受領を委任する場合は、受任者から補助事業者への請求書の写し (5) その他市長が必要と認める書類
	例外要件	—
*その他の事項		片付け作業に伴い家財等を売却して売上が発生した場合には、補助対象経費から売上によって生じた利益を差し引く。片付け作業の実施以降でなければ売上額が判明しない場合は、売上額が確定した時点で補助額から差し引き、交付額を確定することを交付条件として付し交付決定を行う。
施行履歴		制定 令和元年10月1日(旧要綱) 改正 令和2年4月1日(旧要綱) 令和2年6月1日(旧要綱) 令和2年8月3日(旧要綱) 令和3年4月1日(旧要綱) 令和4年4月1日(旧要綱) 令和5年4月3日